



国保 必ず届出を!!

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

交通事故や傷害事件にあつたら
交通事故など、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、
届出を行うことで、国保加入者は保険証を使用できます。

第三者行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担します。保険証を使って治療を受けると、国保が加入者の医療費を一時的に立替え、後に加害者へ費用を請求します。

※飲酒運転などの重大な違反を犯した場合を除く。

- 事故にあつたら・・・
- すぐに警察へ届ける。
- ケガがあつたら人身事故扱いで交通事故証明を取り付ける。
- 事故状況の記録をとる。

動物の正しい飼い方 推進月間

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

- 周囲に迷惑をかけず、責任を持って飼えるか考えてから動物を飼いましょう。
- 動物には迷子札やマイクロチップをつけましょう。特に犬は、首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。
- 犬の放し飼いは禁止されています。
- 飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。
- 糞尿や鳴き声などによる被害防止や交通事故などの危険から守るため、猫は屋内で飼いましょう。
- 不妊去勢措置をしましょう。
- どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。
- 愛護動物を虐待したり捨てたりすると最大100万円の罰金が科せられ、殺傷すると最大で2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。
- 動物は「命あるもの」です。人と動物との共生に配慮しましょう。

千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的で開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会などに講師を派遣し講演を行っています。

■問合せ

山武健康福祉センター（保健所）
☎0475-54-0611
千葉県動物愛護センター
☎0476-93-5711
（公財）千葉県動物保護管理協会
☎043-214-7814

○相手側の住所、氏名、電話番号、交通事故の場合は自賠責保険会社名、自賠責保険証明書番号、任意保険の番号を認める。

■届出が必要です!
治療を受ける場合、国保年金係へ必ず「第三者行為による傷病届」を届け出てください。

届出の前に、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国保が使えなくなります。示談を結ぶ前に必ずご相談ください。



年金事務所の相談・手続き 相談の前にまず予約

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

千葉県内の年金事務所および街角の年金相談センターでは、年金についての相談・手続きを予約制で実施しています。

■予約の申込み方法

- ①年金相談・手続きの予約は、相談希望日の1カ月前から下記事務所でお受けします。
 - ②受け付けの際に、基礎年金番号、氏名、住所、電話番号、相談内容などを確認します。お手元に年金手帳、または基礎年金番号通知書などをご用意ください。
- 電話の受付時間
午前8時30分～午後5時（平日正午～午後1時、土・日・祝日、年末年始を除く）

■事前予約専用電話

実施事務所	予約専用電話番号
千葉年金事務所	043-242-6324
幕張年金事務所	043-212-7515
佐原年金事務所	0478-54-1442
年金相談センター千葉	043-241-1165

手当

**児童手当の支給
現況届の提出が必要です**

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77-3914

児童手当は中学校修了前までの子どもを養育する父母などに手当を支給する制度です。平成28年3月末日に児童手当の認定を受けていた方は、現況届の提出が必要です。

児童手当の現況届とは、毎年6月1日における受給者（子どものお父・母）および児童の状況を把握し、6月以降も引き続き受給資格があるかどうかを調査するものです。

■手続き

対象の方には、5月下旬に関係書類を送付しました。6月30日(木)が提出期限となりますので、お早めの手続きをお願いいたします。

■添付書類

次に該当する方は、現況届と併せて書類の提出が必要です。
・芝山町国民健康保険以外の方
・受給者（振込口座の名義となっている方）の健康保険証の写し

平成28年1月1日現在で芝山町に住所がなかった方

・所得課税証明書(平成27年分)
※平成28年1月1日に住所があった市区町村で取得してください。

■注意事項

・現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなります。

・平成28年度所得税確定申告・市町村民税申告がお済みでない方は、所得の審査ができません。該当する方は至急手続きをお願いします。

■申請窓口

福祉保健課子育て支援係

■支給月額

受給者（生計中心者）が所得制限額未満の方		
3歳未満	15,000円	一律
3歳以上 小学校修了前	10,000円	※第3子以降は15,000円
中学生	10,000円	一律
受給者（生計中心者）が所得制限額以上の方		
特例給付	5,000円	

■支給月 6月・10月・2月

■所得制限額

扶養親族などの数	所得制限額 ※受給者（生計中心者）の所得
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※所得額は総所得額から医療費控除などを差し引いた額です。



**カロリング大会
参加者募集**

☎ 教育課 社会教育係 ☎ 77-1861

老若男女どなたでも簡単に体を動かせるスポーツ「カロリング」を楽しんでみませんか。

■日時 7月3日(日)

午前8時30分受付開始

■場所 農業者トレーニングセンター

■募集人数 48名(16チーム)

3人で1チームを編成し、チームごとにお申し込みください。
※小学3年生までは保護者同伴でお申し込みください。

■申込み 6月17日(金)までに、電話またはFAX(77-1950)にて教育課社会教育係へお申し込みください。